

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
51	私立高校生等教育給付金の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

岡山県知事は、私立高校生等教育給付金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

岡山県知事

公表日

令和5年4月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	私立高校生等教育給付金の支給に関する事務
②事務の概要	私立高校生等教育給付金交付要綱に基づき、低所得世帯の高校生等の保護者等に対して、授業料以外の教育に必要な経費の負担軽減に資することを目的として、教育給付金(以下「給付金」という。)を支給する。 申請者が給付金を受給するためには、親権者を含む保護者(以下「保護者等」という。)の所得が一定基準以下であること等が要件となっているため、保護者等の税額情報等の必要情報を情報提供ネットワークシステムを通じて照会し、受給資格の認定の申請に係る審査を行う。
③システムの名称	団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
教育給付金審査関係ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 知事の項第1号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<情報照会> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則(平成28年個人情報保護委員会規則第5号)第2条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 知事の項第1号 (情報提供は行わない。)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	岡山県総務部総務学事課
②所属長の役職名	岡山県総務部総務学事課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	岡山県総務部総務学事課行政情報・不服審査班 700-8570 岡山県岡山市北区内山下二丁目4番6号 086-226-7214
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	岡山県総務部総務学事課学事班 700-8570 岡山県岡山市北区内山下二丁目4番6号 086-226-7198

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[基礎項目評価書]			<p><選択肢></p> <p>1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か			<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か			<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か			<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か			<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)			[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か			<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か			<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か			<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か			<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
8. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発			<p>[十分に行っている]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年5月9日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署②所属	岡山県総務部総務学事課長 吉田 光宏	岡山県総務部総務学事課長	事後	様式改正
令和1年5月9日	IIしきい値判断項目1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成30年11月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	時点修正
令和1年5月9日	IIしきい値判断項目2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成30年11月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	時点修正
令和1年5月9日	IVリスク対策	(記載無し)	(記載有り)	事後	様式改正
令和2年5月8日	I 関連情報 1. ③	就学支援金事務処理システム	(削除)	事後	
令和2年5月8日	I 関連情報 3.	の一部を改正する条例案	(削除)	事後	
令和2年5月8日	I 関連情報 4.	の一部を改正する条例案	(削除)	事後	
令和2年5月8日	IIしきい値判断項目1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年5月1日時点	事後	時点修正
令和2年5月8日	IIしきい値判断項目2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年5月1日時点	事後	時点修正
令和3年5月7日	IIしきい値判断項目1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和2年5月1日時点	令和3年5月1日時点	事後	時点修正
令和3年5月7日	IIしきい値判断項目2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年5月1日時点	令和3年5月1日時点	事後	時点修正
令和3年9月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携」 ②法令上の根拠	<情報照会> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則(平成28年個人情報保護委員会規則第5号)第2条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 知事の項第1号(情報提供は行わない。)	<情報照会> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則(平成28年個人情報保護委員会規則第5号)第2条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 知事の項第1号(情報提供は行わない。)	事後	番号法改正に伴う修正
令和4年4月18日	IIしきい値判断項目1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和3年5月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	時点修正
令和4年4月18日	IIしきい値判断項目2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年5月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	時点修正
令和5年4月1日	IIしきい値判断項目1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	時点修正
令和5年4月1日	IIしきい値判断項目2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	時点修正